

「認知症対策に有効な家族信託」「家族信託であれば、遺言では不可能な財産の承継ができます」など、財産管理の有効な手段として、家族信託が喧伝されています（家族信託は民事信託のうち、家族の財産管理を行う信託の俗称です）。書店では様々な家族信託の書籍が並んでいます。

この家族信託は、多くは契約の形式をとっています。例えば、不動産の管理処分に関する信託契約。他に遺言の形式により効力を発する信託などがありますが、まだまだ本格的な普及に至っていないというのが現実です。

理由の一つが、信託契約に関する争訟がまだほとんどなく、その契約にどのような法的リスクがあるのかも予測の域を出ないこと。もう一つは信託口座を作る時などに、銀行の理解が得にくい（銀行実務として定着していない）ということがあります。さらに、コンサルティングのできる専門家がまだ少ないということも挙げられると思います。

本稿では、簡単に家族信託の仕組みに触れ、利用する際、絶対に外してほしくないポイントを整理します。

### ●家族信託の仕組み

一般に、家族信託には3人が登場します。登場人物の一人目は「委託者」です。「委託者」は、家族の誰かに持っている財産の管理を任せようとする人、具体的には、高齢の父母、祖父母（以下、父母等）となるのが一般的です。二人目は「受託者」です。「受託者」は、「委託者」となる父母等にとっては、自分の財産を信頼して託すことのできる相手であり、実際に託された財産の管理・処分を担う人です。「受託者」には多くの場合、長男などの子供がなっています。最後の三人目は「受益者」です。これは、「受託者」に預けた財産から生ずる経済的利益を受ける人であり、

言い換えると「信託財産の実質的な持ち主」になります。

このように、「受託者」は、実質的には、「受益者」の財産を管理することになるので、家族信託は「受益者のための財産管理の仕組み」と言えます。そして、家族信託で多い「受益者」は父母等。お気づきのように、「委託者」＝「受益者」、つまり高齢の父母等の財産を子供が信託財産として預かり、そこから生まれる経済的な利益を、財産を預けた父母等が享受します。この家族信託の仕組みにより、多くの財産管理の問題が解決できるのです。

### ●具体的な事例を紹介

東京都墨田区にマンションの一部屋を所有している80代前半のご婦人（A）がいます。ご主人は15年前に亡くなっていて、お子さんは59歳の長男（B）と57歳の長女（C）の2人です。Bさんは弊所の顧問先なのですが、Aさんのマンションと同じフロアの一室を借り、衣料品のタグを作る仕事をしています。Aさんは現在施設に入所していて、やや認知症気味だということです。Bさんが心配しているのは、Aさんが認知症と認定された時に、Aさんの部屋を処分したり賃貸できなくなったりすること。また、Aさんは自宅に戻れる可能性が低いので、ここをBさんの会社の事務所として借りし、この賃料を施設の費用に充てようとも希望しているところです。

成年後見制度も考えたのですが、裁判所が絡むと、その財産は硬直的な管理下に置かれて売ることができなくなると聞き、家族信託の利用を考えたというのです。

利用に当たってはまず、「不動産の管理処分に関する信託契約書」に必要事項を織り込むのですが、前提は「委託者＝受益者」は母親（A）、「受託者」は長男（B）です。以下、家

族信託の設計上、絶対に外してはいけないポイントを解説します。

### ●外してはいけない5つのポイント

① 目的は「信託財産の運用・処分を通じて、受益者（A）の生活・介護・療養に必要な資金を確保し、受益者の幸福な生活・福祉を維持すること及び円満な承継を実現すること」とします。目的を明確にすることにより、信託財産の処分・運用が可能になります。成年後見制度のように、財産の管理・処分に当たって、いちいち裁判所等のお伺いを立てる面倒なことにはなりません。

② 当初（最初）の受託者はBとします。ただし、Bが死亡あるいは辞任した場合の「第二受託者」として、Cを指定しておきます。受託者が空白になり、信託事務が滞るのを防ぐためです。受託者が1年以上不在の信託は解散になります。

③ 受益者（A）の意思決定が難しくなった場合には、「受益者代理人」（本契約では、C）を指定しておきます。また、Cに万一があったことを考えて、受益者（A）が「受益者代理人」を指定できる権限も盛り込んでおきます。信託の変更の際には、原則として、委託者・受託者・受益者の3者合意が必要です。委託者兼受益者である父母が認知症になったとたんに、信託がフリーズしたら大変なので、信託の変更に対応できるような手立ては必須です。

④ 信託口座を設定できる銀行は多くなく、個人の信託専用口座で開設せざるを得ない場合もあります。相続があった場合など口座が凍結されたり、倒産隔離機能が働かなかったり可能性があります。

⑤ 「委託者＝受益者」の場合、信託受益証券を発行しない旨を入れておかないと、受託者に課税されてしまいます。家族信託の課税関係については、次回詳しくお伝えします。